

5 年 保 存
令和 8 年 3 月 31 日 満了

F N o . - 01010802

崎交指(取・暴)第253号

令和 2 年 9 月 8 日

関 係 所 属 長 殿

交 通 部 長

道路交通法第108条の34の規定による「使用者に対する通知」の運用について（依命通達）

（概 要）

本依命通達は、見出し道路交通法の規定に基づき、運転者の道路交通法違反が、車両の使用者の業務に関してなされたものであると認められたものについて車両の使用者に通知すること等を定め、その手続きについて指示したものである。